

公孫樹 (いちょう) 12月号

～学べ 鍛えろ 夢を持て～

ならぬことはならぬものです

江戸時代の会津藩では、同じ町に住む6歳から9歳までの藩士の子供たちが、10人前後で集まりをつくっていました。この集まりのことを「什(じゅう)」と呼び、その内の年長者の一人が什長(座長)となりました。

毎日、什長が次のような「お話(「什のおきて」)」を一つ一つ皆に申し聞かせ、お話に背いた者がいなかったかどうかの反省会を行いました。お話に背いた者がいれば、什長はその者を部屋の真ん中に呼び出し、事実の有無を審問しました。事実間違いがなければ、年長者の間でどのような制裁を加えるかを相談し、「無念」、「竹箆(しっぺい)」、「絶交」という制裁を加えました。子供にとって仲間たちから受ける審問は辛いものではありませんが、お話も制裁もすべて大人たちに言われてつくったものではなく、子供たちが制約や強制を受けずに自分たち自身で作り、「会津武士の子はこうあるべきだ。」ということを実互いに約束し、励み合っていたのです。「什のおきて」の最後の一文は、「ならぬことはならぬものです」と締めくくられています。



- 一、年長者(としようえのひと)の言うことに背いてはなりません
 - 一、年長者にはお辞儀をしなければなりません
 - 一、嘘言(うそ)を言うことはなりません
 - 一、卑怯(ひきょう)な振る舞いをしてはなりません
 - 一、弱い者をいじめてはなりません
 - 一、戸外で物を食べてはなりません
 - 一、戸外で婦人(おんな)と言葉を交へてはなりません
- ならぬことはならぬものです

ならぬことはならぬ
もの
です

今の私たちの生活の中には会津藩のような「什のおきて」はありませんが、「うそを言ってはならない」、「ひきょうなふるまいをしてはならない」、「弱い者をいじめてはならない」などは、今でも十分通じるものだと思います。正に、「ならぬことはならぬもの」ですね。

今の社会には法令があり、してはならないことをしてしまった場合は、法令により罰せられることがあります。特に、人の生命・財産を脅かす行為は厳しく罰せられます。皆さんは大丈夫ですか? 「いたずら」で、つい「ふざけて」やってしまったことでも、「犯罪」となり、罰せられることがあります。人には自制心があります。法令で決まっているからやってはいけないのではなく、「**ならぬことはならぬもの**」。

行中生は、全員、そういう常識があってほしいと願っています。

由紀さおり・安田祥子「手づくり学校コンサート」 in 行田中

11月22日(水)由紀さおりさんと姉の安田祥子さんによる「手づくり学校コンサート」が本校体育館にて開かれました。当日は生徒・保護者・地域住民600人余りの方が参加しました。このコンサートは、由紀さんと安田さんが2002年から行っているもので、「日本の心」ともいべき童謡・唱歌・愛唱歌が忘れ去られるのを憂い、学校に直接出向いて子供たちに聴いてもらおうと始められたそうです。コンサートの途中から音楽部の生徒もステージに上がり、一緒に歌いました。由紀さんは舞台を降りて、インタビューやマイクを向けて生徒と一緒に歌うなど、会場一体となって盛り上がり、「ソレアード」の時は600人全員で熱唱しました。本物の歌を身近に聴くことができ、夢のような時間を過ごすことができました。



埼玉県では自転車保険への加入が、 平成30年4月から義務になります!

- Q. なぜ義務化するの?
- A. 自転車事故を起こした際の被害者や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。
- Q. 何が変わるの?
- A. 埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車保険の加入が義務になります。

ご存知
ですか?

自転車事故で高額な賠償金を請求されることも!



Case:1 賠償額 9,521万円

自転車で女性にぶつかり意識不明とさせる事故を起こした子供の母親に賠償を命令。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

本校では、条例改正前の平成27年度から、埼玉県PTA安全互助会の「自転車総合保険」にPTAとして一括加入をしており、来年度以降も加入いたします。(PTA予算から1人年間600円を支出しています。)

主な補償内容は以下のとおりです。詳しくは後ほど配布される書類をご覧ください。

- 日本国内で自転車を運転中、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって法律上の賠償責任を負った場合。→最高1億円の補償
- 本人以外にも、同居の家族(親族)と別居の未婚の子供も上記の補償の対象となります。
- 示談交渉のサービスがついています。